

理解を深めよう
もう一問!

Q3

高齢者虐待防止法って
どんな内容?

「高齢者虐待防止法」(高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)は2006年4月1日から施行されています。

この法律で、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています

また、高齢者虐待を

- ①養護者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)による高齢者虐待
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待
- に分けて定義しています。



もし、養護者の高齢者に対する虐待を発見した者は通報するよう努めなくてはならず(努力義務)、虐待を受けている者の生命身体に重大な危険が生じている場合は通報しなければなりません(義務)。また、養介護施設従業者等には、高齢者の虐待を発見した場合に通報義務があります。

こんなことも…

⇒「高齢者虐待」は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。高齢者が危険な状態におちいっていても、虐待の自覚がないケースもあります。【本人は脱水症状を起こしかけていても…】



夜、お漏らししないように水分は控えておこう

